

特定寄附金制度

担当：経理部財務課

◆ 概要

日本国内の企業や個人から、特定の国際文化交流事業に対する寄附金を受け入れ、その寄附金を原資として当該事業への助成金を交付する制度です。JF は特定公益増進法人に該当しますので、JF に対して寄附を行う企業や個人は寄附金に対する税制上の優遇措置を受けることができます。

◆ 注意点

- 1 対象となる寄附や事業、申込者、寄附者及び事業実施団体には、それぞれ一定の要件があります。
- ※ 特定寄附申込金額の下限を設定するとともに、寄附受入の確実性等について申込み時に確認させていただいておりますので、ご注意ください。各要件その他、制度の詳細については、下記のウェブサイトをご確認ください。資料の郵送をご希望の方は、財務課にご請求ください。
<https://www.jpff.go.jp/j/about/donation/program/index.html>（ホーム＞国際交流基金について＞寄附について＞特定寄附金制度）
- 2 ウェブサイトで要件等をご覧いただき、本制度への申込みを検討される方は、申込書（案）提出前に財務課に直接問い合わせ、申込資格や要件等について確認、相談してください。
- 3 申込みのありました寄附金の受入の可否につきましては、外部委員による審査委員会への諮問を経て決定します。
- 4 JF が、個別事業への寄附の募集、寄附者の紹介・斡旋、勧誘等の活動を行うことはありません。

◆ 提出締切

【第 1 回審査】

申込書（案）：2027 年 4 月 1 日

申込書（正本）：2027 年 5 月 6 日



【第2回審査】

申込書（案）：2027年9月1日

申込書（正本）：2027年10月1日

◆ 結果通知

【第1回審査】2027年7月末～8月上旬

【第2回審査】2027年12月下旬～2028年1月上旬

※ 2028年度以降については、別途お問い合わせください。

※ 特定寄附金制度においては、申込書（正本）提出の1か月前までに申込書（案）の提出が必要となります。

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項についてはJFウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。

JFウェブサイト：[国際交流基金 - 申請手続、申請資格、注意事項](#)

